

佐賀大学における研究設備の共同利用に関する要領

(平成29年4月27日制定)

(趣旨)

第1 この要領は、佐賀大学における研究設備の有効利活用の推進に当たって、研究設備の効果的かつ効率的な利用を促進することを目的とした共同利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象設備)

第2 共同利用の対象となる研究設備は、原則として取得価格が500万円以上の研究設備であって、当該研究設備を保有する部局において共同利用が可能であると判断したものとする。

2 第1項に規定する対象設備には、研究プロジェクト等の期間終了後における研究設備の再利用等も含むものとする。

(実施体制)

第3 全学的な研究設備の共同利用を実施するため、実施責任者を置き、研究を担当する理事をもって充てる。

2 全学的な実施体制を構築するため、実務担当部署を置き、総合分析実験センター（以下「センター」という。）をもって充てる。

3 共同利用が可能な研究設備（以下「共同利用設備」という。）を保有する部局における実施体制は、当該部局の長が構築し、実施するものとする。

(調査・登録)

第4 センターは、共同利用設備を把握するために、部局が保有する研究設備の調査を行い、研究設備データベースに登録し、公開する。

2 研究設備データベースは、センターが管理運営し、公開するものとする。

3 研究設備データベースの更新（登録・修正・抹消等）は、原則として毎年度部局へ調査を行い、その調査結果に基づき行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、共同利用設備を保有する部局の長は、研究設備データベースの登録情報に変更があった場合は、速やかにセンターに報告するものとし、センターは、研究設備データベースを更新するものとする。

(共同利用設備使用の運用等)

第5 共同利用設備使用の運用ルールは、別表のとおりとする。

2 共同利用設備を保有する部局の長は、共同利用設備毎に管理責任者を置かなければならない。

3 共同利用設備をセンターに移設する場合には、センターと部局間で費用等について協議するものとする。

(利用の申請及び許可)

第6 センターに設置している共同利用設備を利用しようとする者は、センターに利用申請を行うものとする。

- 2 総合分析実験センター長（以下「センター長」という。）は、前項の申請を行った者に対し、所定の手続きを経て、センターに設置してある共同利用設備の利用を許可する。
- 3 前項の許可を受けた者は、所定の予約手続きを行い、利用するものとする。
- 4 部局に設置している共同利用設備を利用しようとする者は、当該共同利用設備の管理責任者に連絡し、当該管理責任者の指示に基づき、利用するものとする。
- 5 共同利用設備の管理責任者は、当該共同利用設備の利用者が、この要領及び利用条件を遵守しないときは、利用許可を取り消すことができる。

（設備利用料等）

第7 共同利用設備の利用者（学生が利用する場合にあっては、当該学生の指導教員。以下第7において「利用者」という。）は、別に定める利用料を負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該共同利用設備の利用に必要な消耗品等の費用その他実費については、利用者が利用料とは別に負担するものとする。
- 3 前2項に規定する料金については、利用者の所属部局と当該共同利用設備の管理部局との間で一般運営経費の予算の振替え、科学研究費助成事業による補助金等での支払い、外部資金を利用した内部取引その他適切な方法により支払うものとする。

（責任）

第8 利用者は、当該共同利用設備の管理部局が定める利用条件を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、共同利用設備の利用に際しては、当該設備の誤操作等により設備に損傷を与えることのないように努めるとともに、施設の安全、防災、環境保全等に細心の注意を払わなければならない。
- 3 利用者は、当該共同利用設備の管理部局が定める使用方法・条件などに違反し、かつ当該共同利用設備を損傷させた場合は、当該設備を原状に回復する責務を負うものとする。

（事務）

第9 全学的な共同利用設備の利用に関する事務は、財務部及び環境施設部の協力を得て、学術研究協力部研究協力課が行う。

- 2 共同利用設備を保有する部局における共同利用設備の利用に関する事務は、各部局が行う。ただし、センターに設置している設備については、その限りでない。

（雑則）

第10 この要領に定めるもののほか、共同利用設備の利用に関し必要な事項は、研究を担当する理事、センター長及び当該共同利用設備を管理する部局の長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月27日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第5関係）

共同利用設備使用運用ルール

共同利用レベル	全学1	全学2	全学3
共同利用設備の保有部局	センター	部局(センターを除く。)	
設置場所	センター (共同利用実験室)	センター (共同利用実験室)	部 局 (研究室等)
共用範囲	全 学	全 学	全 学
管 理 メンテナンス	センター	センター	部 局 (研究室等)※1
利用申請	センター	センター	当該設備所有 部 局
予約システム	センターの 予約システム	センターの 予約システム	当該共同利用設備の管 理責任者へ連絡※2
使用料金設定	センター	センター (部局の同意)	部 局 (研究室等)
料金支払方法	予算の移算, 科研費払い, 内部取引等	予算の移算, 科研費払い, 内部取引等	当該設備所有部局 が定める方法
料金表掲載場所	センターHP	センターHP	センターHP

※1 共同利用の状況によっては、センターが支援する場合がある。

※2 部局が希望する場合は、センターの予約システムを利用可能。